

八王子市告示第 421 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、八王子都市計画ごみ焼却場の変更（廃止）を決定したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

八王子市長 石森 孝志

記

1. 都市計画の種類及び名称

八王子都市計画ごみ焼却場 第 1 号北野清掃工場

2. 都市計画を定める土地の区域

八王子市北野町地内 約 1.9ha

3. 縦覧の場所

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

資源循環部清掃施設整備課（市役所 2 階）